第二十条の二十三第六号中「耐用年数省令」を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）」に改める。

第二十一条の五第一項から第九項までを削り、同条第十項中「第五十五条の七第八項」を「第五十五条の六第八項」に改め、同項第一号から第五号までの規定中「第五十五条の七第七項」を「第五十五条の六第七項」に改め、同項を同条とする。

第二十一条の十四の見出しを「（特定船舶に係る特別修繕準備金）」に改め、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項第二号中「固定資産」を「特定船舶」に、「他の資産」を「他の船舶」に、「所在する場所、建造又は築造の日」を「船籍港、建造の日並びに」に改め、同項第三号中「他の資産」を「他の船舶」に改め、「。以下この号において「特別の修繕」という」及び「又はその最近において行われた特別の修繕の直前の特別の修繕の完了の日及びその日の翌日から当該最近において行われた特別の修繕の完了の日までの期間の月数」を削り、同項第四号中「又は月数」を削り、同項を同条第一項とし、同条第五項第四号中「固定資産」を「特定船舶」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条の十九第二項及び第二十二条中「同法第二条第三十六号に規定する」を削る。

第二十二条の十第二項中「第六十六条の四第十四項に」を「第六十六条の四第十五項に」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「第六十六条の四第十四項」を「第六十六条の四第十五項」に改め、同項第五号中「同条第十四項」を「同条第十五項」に改め、同項第六号中「第六十六条の四第十四項」を「第六十六条の四第十五項」に改める。

第二十二条の十の二第二号中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に、「同条第十八項」を「同条第二十一項」に改める。

第二十二条の十八の四第四項第二号、第二十二条の十九第二項第三号、第二十二条の二十の二第三項第二号及び第二十二条の二十の三第三項第二号中「百分の九十」を「百分の七十」に改める。

第二十二条の二十三の二及び第二十二条の二十五を削る。

第二十二条の二十四第一項中「第二十条の二の三第一項各号」を「第二十条の三第一項各号」に改め、同条を第二十二条の二十五とする。

第二十二条の二十三の三第一項中「第三十九条の四十の二第二項」を「第三十九条の四十第二項」に、「第二十条の二の二第一項」を「第二十条の二第一項」に改め、同条第二項中「第三十九条の四十の二第四項」を「第三十九条の四十第四項」に改め、同項第一号中「第三十九条の四十の二第三項第一号」を「第三十九条の四十第三項第一号」に改め、同項第二号中「第三十九条の四十の二第三項第二号」を「第三十九条の四十第三項第二号」に改め、同条を第二十二条の二十四とする。

第二十二条の三十一から第二十二条の三十六までを次のように改める。

第二十二条の三十一から第二十二条の三十六まで　削除

第二十二条の三十七の見出しを「（特定農産加工品生産設備等の特別償却）」に改め、同条中「第三十九条の五十二第二項」を「第三十九条の五十二第四項」に、「第六十八条の二十五第一項」を「第六十八条の二十五第二項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第三十九条の五十二第二項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の二十五第一項の規定の適用を受けようとする機械及び装置が同項に規定する経営改善計画に記載されていることが明らかとなる書類並びに都道府県知事の当該経営改善計画につき特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項の承認（同法第四条第一項の規定による承認を含む。）をした旨を証する書類の写しとする。

第二十二条の四十四第七号中「耐用年数省令」を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に改める。

第二十二条の四十七第一項から第九項までを削り、同条第十項を同条とする。

第二十二条の五十八の見出しを「（特定船舶に係る特別修繕準備金）」に改め、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項第三号中「固定資産」を「特定船舶」に、「他の資産」を「他の船舶」に、「所在する場所、建造又は築造の日」を「船籍港、建造の日並びに」に改め、同項第四号中「他の資産」を「他の船舶」に改め、「。以下この号において「特別の修繕」という」及び「又はその最近において行われた特別の修繕の直前の特別の修繕の完了の日及びその日の翌日から当該最近において行われた特別の修繕の完了の日までの期間の月数」を削り、同項第五号中「又は月数」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項第五号中「固定資産」を「特定船舶」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十二条の六十二第一項及び第二十二条の六十三中「同法第二条第三十六号に規定する」を削る。

第二十二条の七十四第二項中「第六十八条の八十八第十四項に」を「第六十八条の八十八第十四項」を「第六十八条の八十八第十四項」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「第六十八条の八十八第十四項」を「同条第十五項」に改め、同項第五号中「法第六十八条の八十八第十四項」を「同条第十五項」に改め、同項第六号中「第六十八条の八十八第十四項」を「第六十八条の八十八第十五項」に改め、同条第三項中「第六十八条の八十八第十五項に」を「第六十八条の八十八第十六項に」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「第六十八条の八十八第十五項」を「第六十八条の八十八第十六項」に改め、同項第五号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同項第六号中「第六十八条の八十八第十五項」を「第六十八条の八十八第十六項」に改める。

第二十二条の七十五第二号中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に、「同条第十九項」を「同条第二十二項」に改める。

第二十三条の九第四項第一号中「、船員保険法」の下に「（昭和十四年法律第七十三号）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五条の七を削る改正規定、第五条の七の二の改正規定、同条を第五条の七とする改正規定、第五条の九の改正規定、第五条の十の改正規定、第五条の十二の改正規定、第五条の十四及び第五条の十五の改正規定、第五条の十六（見出しを含む。）の改正規定、第二十条の二を削る改正規定、第二十条の二の二の改正規定、同条を第二十条の二とする改正規定、第二十条の三を削り、第二十条の二の三を第二十条の三とする改正規定、第二十条の九から第二十条の十四までの改正規定、第二十条の十五（見出しを含む。）の改正規定、第二十条の二十三第六号の改正規定、第二十一条の五の改正規定、第二十一条の十四（見出しを含む。）の改正規定、第二十二条の十八の四第四項第二号、第二十二条の十九第二項第三号、第二十二条の二十の二第三項第二号及び第二十二条の二十の三第三項第二号の改正規定、第二十二条の二十三の二及び第二十二条の二十五とする改正規定、第二十二条の二十三の三の改正規定、同条を第二十二条の二十四とする改正規定、第二十二条の三十一から第二十二条の三十六までの改正規定、第二十二条の三十七（見出しを含む。）の改正規定、第二十二条の四十四第七号の改正規定、第二十二条の四十七の改正規定、第二十二条の五十八（見出しを含む。）の改正規定並びに第二十三条の九第四項第一号の改正規定並びに次条から附則第十一条までの規定　平成二十四年四月一日

二　第七条を削る改正規定、第七条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同条を第七条とする改正規定　平成二十五年一月一日

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号。以下「改正令」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第五条の四の規定に基づく改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧規則」という。）第五条の七の規定は、なおその効力を有する。

（個人の事業革新設備等の特別償却に関する経過措置）

第三条　改正令附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第五条の十一の規定に基づく旧規則第五条の十四の規定は、なおその効力を有する。